

第116号議案

島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部を改正する条例

島根県立古墳の丘古曾志公園条例（平成3年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条を第25条とする。

第10条（見出しを含む。）中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第24条とする。

第7条から第9条までを削る。

第6条を第15条とし、同条の次に次の8条を加える。

（使用料の不還付）

第16条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、その責めに帰することができない理由により有料施設等を使用することができなくなったとき。
- (2) 指定管理者が、古墳の丘の管理上特に必要があるため第13条の規定により許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が、使用開始の前で教育委員会規則で定める日までに使用の中止を申し出たとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第17条 使用者は、有料施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（行為の禁止）

第18条 古墳の丘においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、委員会が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 危険物を持ち込み、又はたき火をすること。
- (2) 竹木等を伐採し、又は採取すること。

(3) 古墳の丘の施設又は設備を損壊し、又は滅失すること。

(行為の制限)

第19条 古墳の丘において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 広告物を表示し、又は宣伝活動をすること。
- (2) 寄付金の募集、物品の販売その他これらに類する行為をすること。
- (3) 集会、競技会、展示会その他の催しをすること。

2 指定管理者は、古墳の丘の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の禁止等)

第20条 指定管理者は、古墳の丘の管理上特に必要があると認めるときは、古墳の丘の全部又は一部について利用を禁止し、若しくは制限し、又は古墳の丘からの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第21条 指定管理者又は古墳の丘を利用する者は、故意又は過失により古墳の丘の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第4条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった古墳の丘を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者は、有料施設等の使用が終わったときは、速やかに、当該有料施設等

を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 使用料は、委員会が必要と認めた場合を除き、第12条第 1 項の許可を受けたときに納付しなければならない。

第 5 条を第14条とする。

第 4 条中「委員会は」を「指定管理者は」に、「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改め、同条第 1 号中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第 2 号中「前条第 2 項」を「前条第 3 項」に改め、同条を第13条とする。

第 3 条第 1 項中「古墳の丘において、別表に掲げる施設及び設備（以下「施設等」という。）」を「有料施設等」に、「島根県教育委員会（以下「委員会」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「委員会」を「指定管理者」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定管理者は、有料施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 古墳の丘の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、有料施設等の管理に支障があると認められるとき。

第 3 条を第12条とし、第 2 条の次に次の 9 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 3 条 古墳の丘の管理は、法人その他の団体であって、教育委員会（以下「委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 古墳の丘の施設及び設備（以下「施設等」という。）で別表に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 有料施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理及び古墳の丘の活用に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、古墳の丘の運営に関する事務のうち、委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請等）

第5条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、委員会が定める期日までに委員会に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、古墳の丘の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、古墳の丘の効用を最大限に発揮し、県民文化の向上に寄与するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

（事業報告書の作成及び提出）

第7条 指定管理者は、教育委員会規則で定める日までに、古墳の丘の管理の業務に関し、教育委員会規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、委員

会に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第8条 委員会は、古墳の丘の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が古墳の丘の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における古墳の丘の管理は、必要に応じて委員会が行うものとする。この場合において、次条から第13条まで、第19条及び第20条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、委員会の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会は其の賠償の責めを負わない。

(有料施設等の使用時間)

第10条 有料施設等を使用できる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(有料施設等の使用日)

第11条 有料施設等を使用できる日(次項において「使用日」という。)は、1月4日から12月28日までとする。ただし、火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)を除く。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員

会の承認を受けて、使用日を変更することができる。

別表中「（第3条、第5条関係）」を「（第4条、第14条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の島根県立古墳の丘古曾志公園条例（以下「改正後の条例」という。）第6条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の島根県立古墳の丘古曾志公園条例の規定によって行われた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。